

～ 目 次 ～

1. 基金事業について	1 ページ
2. 交付金の対象経費について	
ア 施設や設備等の工事について	2 ページ
イ 備品の購入について	2 ページ
ウ 経常的な経費（光熱水費、使用料、維持修繕費について）	3 ページ
エ 賃金・謝礼について	3 ページ
オ 食糧費（食材費）の取扱いについて	4 ページ
カ 研修費（旅費、参加費、受講料等）の取扱いについて	6 ページ
3. 事業内容について	
ア イベントの実施について	6 ページ
イ 収益が発生する事業について	7 ページ
ウ その他（統合された事業について）	8 ページ
4. 事業の実施主体について	8 ページ
5. 交付金で取得した財産の取扱いについて	9 ページ
6. 申請手続きについて	9 ページ
7. 事業の評価と審査会について	10 ページ
8. 交付金の加算事業について	11 ページ
9. その他	11 ページ

1. 基金事業について

Q1：基金は5年間積み立てができ、基金の処分は翌会計年度以降5年以内に処分ということは、積み立てを始めて10年後までに処分すればよいのですか？

A1：積み立て開始年度から6年目以内に処分が必要ということです。

積み立て期間の最長が5年ですので、5年積み立てる場合は、積み立て初年度から6年目（翌会計年度以降5年目）が基金の処分年度となります。翌会計年度とは、積み立てを開始した翌年度という意味になります。

Q2：基金事業を複数計画してもよいのですか？

A2：可能です。

ただし、複数の基金事業の年間積み立て額の合計は、通常分の単年度交付金限度額の2分の1を限度としています。

Q3：基金の目的変更について、当初積み立てを始めた時と状況が変わり、事業の内容を変更したいと考えています。この場合、変更は可能でしょうか？

A3：基金の目的を変更することはできません。同一事業であれば、内容の修正はできますが、目的を変える場合は市に返納する必要があります。

Q4：年度末に使いきれなかった夢づくり地域交付金（以下「交付金」という。）を基金に積み立てることはできませんか？

A4：できません。

ただし、12月末日までに、変更申請書を提出すれば、基金の積み立てを行うことができます。

基金事業は、申請の当初に何のためにいつ何をやるのか、事業をするのかといった事業の計画が必要であり、いつでも自由に処分できる貯金という性格のものではありません。

*基金の処分：事業を行うため、基金を取り崩すこと

2. 交付金の対象経費について

ア 施設や設備等の工事について

Q5：まちづくり推進組織が使う事務所や会議場の建築は対象となりますか？

A5：事務所や会議場の建築は、交付金の対象となりません。

Q6：東屋・展望台・公園・遊歩道などの整備は対象となりますか？

A6：まちづくり推進組織および多数の一般住民が利用する施設で、地域の課題解消や活性化、あるいは地域の文化財の保存や観光振興など事業の目的と具体的に整合が取れていれば、対象とすることができます。

Q7：演奏会などのイベントを行う場合の会場設営や撤去など、一時的にかかる費用は対象になりますか？

A7：対象にすることができます。

また、継続的にまちづくり事業で利用する設備であれば、恒久的な施設や設備の整備も対象となります（恒久的なもの：案内板、能舞台、野外演奏場、キャンプ場炊事場等）。

イ 備品の購入について

Q8：防犯事業等に使用する車両や各種備品の購入はできますか？

A8：交付金事業に必要な車両や備品であれば、制度的には可能です。

しかし、車両の購入は登録時の名義、保険、駐車場用地、維持費などいろいろな課題があるかと思われます。NPO 法人の設立などによって対応は可能ですが、一般的には購入は難しいと考えます。

また、防犯や防災事業に利用する備品等の購入については、事業内容に沿ったもので、継続的に利用するものであれば問題はないと考えますが、従来地域で共同購入してきた備品（集会場の消火器や消火栓のホースなど）を交付金で購入することはできません。

Q9：まちづくり推進組織のホームページや広報の作成・管理に必要なパソコン、プリンター、デジカメ等の購入はできますか？

A9：交付金事業の実施のために必要な備品であれば可能です。

ただし、交付金で、主としてまちづくり推進組織の管理運営事務に使用する備品の購入はできません。

＊主として管理運営事務に使用する備品

机、椅子、書棚、事務用のパソコン、印刷機等

ウ 経常的な経費（光熱水費、使用料、修繕費等）について

Q10：まちづくり推進組織の事務所の電気料など光熱水費、電話料、あるいは床や天井などの修理費などは対象となりますか？

A10：事務所に關する各種の経費は、基本的に対象となりません。

交付金事業を実施する中で、事業を実施するために必要と認められる経費だけが対象経費になります。

Q11：まちづくり推進組織が、会議等で借りる会場費（使用料）や光熱水費は対象とすることができますか？

A11：まちづくり推進組織が、交付金事業の実施のために施設を使用する場合（打合せ会議を含む）に限り、対象にすることができます。

Q12：屋外イベントを行う場合の一時的な費用について、電気・電話・トイレ等仮設の設備の設置・撤去及び期間内の維持管理経費は、対象となりますか？

A12：交付金事業で実施するイベント等に必要となる一時的な費用は、対象とすることができます。

エ 賃金・謝礼について

Q13：道路や河川の清掃などを地域で行う場合、従事した人に賃金や謝礼を支払うことは可能ですか？

A13：制度的には可能ですが、交付金制度の目的や事業効果の観点から、ふさわしくない

いと考えます。

まちづくり活動は特殊な事業を除いてボランティアが基本で、賃金を支払う事業とそうでない事業の棲み分けも難しいとされますので、判断に迷う場合は、ご相談ください。

なお、賃金や謝礼以外に必要な費用（草刈時の混合ガソリンや軍手等消耗品代など）について、現物支給または実費で支払うことは、問題ありません。

ただし、この場合は、支払調書（支払先や金額をまとめたもの）を作成することが望ましいと考えます。

Q14： 市民の交流と文化の向上を目的に、プロの歌手と司会者のほかプロのバックバンドやステージスタッフとともに、地域から募集した一般ののど自慢を集めて歌謡ショーを計画する場合、出演料や謝礼について、どの範囲までが対象となりますか？

A14： プロ歌手等の出演者やステージスタッフの謝礼等は対象になりますが、地域で募集した出演者や運営スタッフは対象にすることはできません。ただし、地域以外の団体や学校のクラブなどに出演を依頼する場合は、謝礼程度であれば対象とすることができます。

講演会（講習会）や演奏会等々においても、主演者、音響・照明・舞台組立作業など、専門的な仕事をしていただく分野での人件費の支出は、交付金制度の主旨に合ったものと判断されます。

しかし、地域から選ばれる運営スタッフや補助出演者などは、無償でのボランティアが基本と考えます。

オ 食料費（食材費）の取扱いについて

Q15： 組織強化のため講師や専門家を交えてまちづくり推進組織が開催する懇親会や学習会での食料費は交付金の対象となりますか？

A15： ワークショップや勉強会等の交流の場を作って語り合うといったことはまちづくりにとって非常に有意義であると考えます。

このため、懇親会の費用の内、共通経費である会場代（使用料等）や講師の謝礼等は交付金の対象にすることができます。

一方で、食料費、飲み物代は制度的には排除していませんが、交付金制度の目的や事業効果の観点から、講師やパネラー等の飲食費に限って認められるものと考えます。

そのため、会員や一般の参加者からは、実費を負担いただくことが適切だと考えます。事業内容は、交付金の使途も含めて、第三者の評価をいただき全市民に公表していきますし、まちづくり推進組織の相互でも情報共有していきます。公益性があって地域のニーズを解消する効果的な使い方をしていただきたいと思います。

Q16：イベントの出演者およびスタッフの飲食費について、午後または夜に計画したイベントで、午前中または昼から出演者及びボランティアスタッフをリハーサルや準備など長時間にわたり拘束する場合について、食事代は対象となりますか？
また、お茶やお茶菓子については対象となりますか？

A16：長時間拘束する場合に限り、プロの出演者や進行スタッフだけでなく、ボランティアの出演者、スタッフとも食事を提供することは可能です。
ただし、ボランティアに対する食事は、必要最低限（弁当＋飲物1，000円程度まで）かつ最小限の人数に留めていただくことが適切であると考えます。
お茶やコーヒー、茶菓子などについても、インスタントコーヒーやペットボトル飲料、市販のスナック菓子・飴などであれば問題ありません。

Q17：夏祭り、ふれあい芋煮会等のイベントにおける食品の材料代については対象となりますか？

また、防災訓練における非常食の炊き出しの材料などは、対象となりますか？

A17：夏祭りの出店やふれあい行事における料理材料や調理にかかる費用は、交付金の対象とすることができます。

また、防災訓練における非常食の炊き出しや保存食品の試食等も対象とすることができます。

これは、食事の提供や試食が、事業の目的（ふれあいの機会づくりや防災意識の向上）に必要な内容であり、かつ地域の誰もが参加できるものであると判断できるためです。

Q18：地域の子どもや老人を募集してバスで見学会や学習会などを企画する場合、食事代や車中の飲み物代等は、対象になりますか？

A18：こうした施設見学会や学習会は、参加者も限られていますので、目的や学習的要素について、事業効果を勘案して計画していただく必要があります。

このため、参加者の食事代や娯楽的要素の強い施設の入場料などは、参加者から負担金をとることが適当です。

しかし、参加者が食事や食料品を作ることという体験学習が事業の目的のひとつであれば、食事の材料代等を対象とすることはできます。また、飲み物については、ペット飲料程度、子どもや高齢者には菓子等も対象とすることができます。

カ 研修費（旅費、参加費、受講料等）の取扱いについて

Q19：まちづくり事業の中核となる人材を育成するため出席する研修会等の参加費、受講料、バス等の借り上げ料などについて、交付金の対象経費にすることができずか？

A19：交付金事業の中に位置づけられ、必要と認められる経費は対象とすることができます。

3. 事業内容について

ア イベントの実施について

Q20：1回限りのイベント（コンサート、講演会、町民運動会など）を計画しましたが、交付金の対象として認められますか？

A20：交付金の趣旨から、原則的に1回限りのイベントの実施事業は認めていません。ただし、地域の課題解消に向けて継続的に行う事業の立ち上げや、あるいは、締めくくりにイベントを実施する場合、あるいは、まちづくりの組織強化やまちづくり（事業）に対する町民の意識を盛り上げるために実施する場合など、事業自体に継続性があるものや、目的が明確でありかつ効果が高いと認められる事業などについては、審査会の意見を受けて認められると考えます。

Q21：地域の芸術振興を図るため、町民の音楽祭を継続して開催していくこととしました。交付金事業として認められますか？

A21：このようなイベント開催事業の場合、事業の目的が、地域の重要な課題であるかどうか判断材料になると考えられます。

ただ芸術振興のためにイベントを開催するということであれば、交付金事業でなく、自主事業として実施していただくことが適当です。

Q22：交付金事業として、水墨画、民謡、踊り、彫金、フラワーアレンジメントなど趣味的な講座を計画してよいのでしょうか？

A22：交付金事業としては、原則的に認められません。

このような、文化・芸術等に関する講座の開催は、参加人員が限られること、個人の趣味的な分野であることから、まちづくりの活性化や地域の課題解消には直接的に結びつかないと考えられ、基本的に交付金事業として認められないと考えられます。

ただし、地域の伝統文化や芸能の継承のため、あるいは、町おこしの事業の一環として特定の芸能等の技術を向上させるために実施するような場合には、地域の課題解消につながると考えられ、審査会において認められるものと考えます。

イ 収益が発生する事業について

Q23：交付金事業により発生した収益は、どのように計上すればよいですか？

A23：実績報告時に、事業ごとに作成していただく実績書における「8 収支実績（1）収入の部」にて報告していただくこととなります。

なお、交付金事業において発生した収益を計上しない場合は、その事業を交付金対象とすることはできません。

Q24：交付金事業により発生した収益は、交付金事業以外の事業へ充当することはできますか？

A24：できません。

原則として、交付金事業により発生した収益は、当該事業に充当していただくこととなります。これは、交付金制度の趣旨だけでなく、発生した収益を活用し、

更に事業を拡大して実施していただくことが望ましいと考えられるためです。

ウ その他（統合された事業について）

Q25：防犯防災事業、青少年育成事業や夏祭り事業などについて、交付金事業と統合されたと聞いています。こうした統合された事業をまちづくり推進組織が実施する場合、無条件に交付金事業として認められるのでしょうか？

A25：交付金事業の創設時に、まちづくり活動交付金（地域防犯事業）や青少年育成補助金（町民会議運営補助分）、夏祭り事業、公民館アウトリーチ事業、花の都みずなみ推進事業の5事業が統合されています。

これらの事業について、交付金事業として実施していただく場合、統合の経緯と事業の重要性から原則的には認められるものと考えていますが、やはり他の事業と同様、何のためにどのような方法で実施していくのか、まちづくりの観点から目標や実施手法を検討していただくことが必要だと考えます。

4. 事業の実施主体について

Q26：青少年育成会議のように、区長会や他の団体が事業主体となっている事業も、まちづくり推進組織を通して事業申請するのですか？

また、事業の実施に際しては、事業実施団体へ委託といった形でよいのですか？

A26：事業の申請は、まちづくり推進組織で行なうことになります。

実際の事業は、そういった団体が中心となって行っていただくことになるでしょうが、地域全体へ事業を広げていくために、まちづくり推進組織は事業に積極的に関わっていただきたいと思います。

そのためにも、事業の委託や補助金を出すという形ではなく、実際に支出していただくことが適当と考えます。

Q27：地域内の他団体から提案を受けた事業が、まちづくり推進組織にとって、効果の高い事業だと判断でき、交付金事業として実施したいと考えた場合、申請や実施方法はどのような方法で行ったらよいですか？

A27：地域内の他団体が、計画立案し実施する事業であっても、まちづくり推進組織と

して地域の課題解消に効果が高いと判断されれば、交付金事業として実施することは可能です。このような場合は、まちづくり推進組織と実施団体が実行委員会を作って実施する、あるいはその団体をまちづくり推進組織の構成団体として位置づけていただくことにより、まちづくり推進組織が主体的に実施するものと判断することができます。

ただし、この場合も Q26 と同様に、申請や事業費の支出は、まちづくり推進組織が行なっていただくことが適切だと考えられます。

5. 交付金で取得した財産の取扱いについて

Q28：交付金で整備した遊歩道や公園などの施設について、財産上の取扱いはどのようになりますか？

A28：交付金事業で施設を作ろうとする場合は、申請前に市と協議を行なっていただく必要があります。この段階で、管理責任について協議し、明確にします。

まちづくり推進組織に帰属するものについては、資産目録に記載していただき、以後の維持管理費等を負担していただく必要があります。

また、備品についても同様となります。

6. 申請手続きについて

Q29：通常事業について、なぜ前年度末までに申請しなくてはいけないのですか？

A29：通常、まちづくり推進組織の総会は4月中旬～5月下旬にかけて開催されます。

従来制度では、交付金事業の実施に際しては、総会後に申請をしていただき、審査会（6月上旬）で事業内容が交付金の趣旨に沿っているかどうかを判定した後、交付決定（6月下旬）を行っていました。

しかし、まちづくり事業は通年行われており、自主財源の少ないまちづくり推進組織においては、年度当初の事業実施が難しいという課題がありました。

このため、平成23年度より申請時期を前年度3月末までとすることにより、4月中の交付決定ができるよう制度改正をしたものです。

Q30：事業実施中に、事業経費が当初予定よりも安くできそうな見込みとなったとき、事業費の変更と共に、既に許可を得た他の事業へ交付金を流用できますか？

A30：それぞれの事業における交付金配分額の10%以内の流用であれば、事業内容の承認（変更申請）を必要としませんが、それを超える場合は承認（変更申請）が必要です。

Q31：事業実施中に、事業経費が当初予定よりも安くできそうな見込みとなったとき、事業費の変更と共に、余った交付金を活用し新規の事業を申請することができますか？

A31：12月末日まで新規の事業計画を提出することは可能です。
ただし、予算書の添付と区長会の承認書が必要なことから、予算の補正についての規定を明確にし、適切な手続きをする必要があります。

Q32：計画通りに事業を全て実施した結果、経費削減等により交付金が少し余ってしまい、返還しようと考えています。この場合、変更申請は必要ですか？

A32：返還額が交付決定額の10%以内であれば、変更申請は必要ありません。
ただし、交付金の返還手続きは、他の交付金事業への流用など、交付金を最大限活用する検討をしていただいたうえで、行ってください。

7. 事業の評価と審査会について

Q33：それぞれの地域で計画し、実施した交付金事業について、どうして第三者による審査会で事前及び事後の評価を受けるのですか？

A33：交付金の原資は、市民の皆さんの税金ですので、適切な事業であるかどうかのチェックと事後評価は必要です。

また、審査会の設置については、制度導入前の地域懇談会でご説明し、パブリックコメントなどでもその必要性についてご意見を頂いております。

また、審査会では、個々の事業の評価については、各まちづくり推進組織で行なった自己評価の点数をそのまま公開しており、審査会の委員さんからは、個々の事業を点数化するだけでなく、全体の動向や今後につながるようなアドバイスをいただいております、まちづくり活動の伸展に寄与していただいております。

8. 交付金の加算事業について

Q34：他地区と合同で事業を実施する場合、どのように加算されますか？

A34：代表地区を選出していただき、その地区から交付金事業として申請していただきます。従って、代表地区には加算事業の収支を管理していただくこととなります。なお、加算額は、1事業30万円（かつ予算の範囲内）を上限としています。

Q35：代表地区を作らずに、実行委員会を組んで事業を申請してはいけませんか？

A35：夢づくり交付金交付規則上、実行委員会への交付決定や支出ができません。ですが、事業を実施する際には、実行委員会の体制を組んで実施していただくことになるかと思われます。この場合は、作成されるチラシやポスターに記載する主催者を連名や実行委員会名にさせていただくことは構いません。

Q36：加算事業を実施中に、事業経費が当初予定よりも安くできそうな見込みとなったとき、加算交付された交付金を他の通常事業へ充当することはできますか？

A36：加算交付された交付金は、他の通常事業に充当することはできません。余剰となった場合は、返還していただくこととなります。

9. その他

Q37：実施事業の決定はまちづくり推進組織にて行えばいいのですか？

A37：夢づくり地域交付金は、地域の課題解消や活性化のためにまちづくり推進組織が行う事業に対して交付するものであることから、実施事業については、まちづくり推進組織が決定していただくこととなります。

しかしながら、交付金事業は、地域全体を対象としたものであることが原則であることから、事業計画においては、ヒアリングやアンケートの実施等、地域住民の意見を取り入れながら進めていくことが必要です。

また、事業の実施については、地域の総意のもと行う必要があることから、実施事業の決定（交付金の申請）については、地区区長会の承認を必要としています。